

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年8月21日)

【 件 名 】

- 1 「社会福祉法人みのり福祉会改善命令に係る報告書」(福祉生活病院常任委員会)への対応状況について
(福祉保健課) …… 1
- 2 鳥取市東デイサービスセンターの事故への対応について
(長寿社会課) …… 3
- 3 賃貸住宅あんしん見守り活動に関する協定の締結について
(長寿社会課) …… 6
- 4 九州北部豪雨災害「鳥取県災害ボランティア隊」の派遣について
(長寿社会課) …… 7
- 5 「保育士養成のあり方検討委員会報告書」について
(子育て応援課) …… 9
- 6 県内認可保育所で発生した園児の負傷事故について
(子育て応援課) …… 12
- 7 「鳥取県青少年健全育成条例」の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について
(青少年・家庭課) …… 14
- 8 次期「鳥取県周産期医療体制整備計画」の策定について
(医療政策課) …… 15
- 9 鳥取市の「看護師等養成機関の新たな設置検討会」について
(医療政策課) …… 16

福祉保健部

**「社会福祉法人みのり福祉会改善命令に係る報告書」
(福祉生活病院常任委員会)への対応状況について**

平成24年8月21日
福祉保健課

「社会福祉法人みのり福祉会改善命令に係る報告書」の提言で求められた事項については、以下のとおり対応しているところ。
 なお、今後も動向の変化を踏まえ、適宜、常任委員会に報告するが、対応に時間を要するものについては、平成25年2月議会までに取りまとめて報告する予定。

1. 主な対応方針・状況

(1) 法人に対する指導状況

提言を踏まえ、委員会の報告書に記載された法人の問題点について、現地調査等を行い確認の上、指導をしているところ。

①提言(H24.7.4)以後、現地確認監査を実施・・・監査日 7月17日、8月7日

- ・本部会計からブルーインターへの具体的な返済計画、返済状況を確認
- ・経理区分及び会計区分間の貸借の清算状況を確認
- ・クリニックの経営譲渡の進展状況について確認
- ・その他、擁壁工事、土地売買(梅公園)等の実態解明の状況を確認 等

②7月2日の常任委員会で損害賠償請求の動向を報告したところであるが、再度法人が不適正支出額を精査し、請求額を増額して8月10日に鳥取地方裁判所倉吉支部に提訴。

時 点	事 項	金 額	摘 要
H23.9.28	改善命令における県の指摘額	112,102千円	
H24.7.2	法人の自主調査による請求額	155,302千円	43,200千円の増
H24.8.10	法人が再度精査した請求額	206,130千円	50,828千円の増

※請求額内訳等については、別紙のとおり

(2) 監査体制の強化について

現体制で実効性のある監査が可能かどうか検証の上、常任委員会に報告する。

(3) 県条例による外部監査等の義務付け

地域独自の条例による上乗せ規制が許容されるか国に照会したところ、以下のような回答であった。

第三者評価の受審	鳥取県において第三者評価の受審を義務づけるべき事情があると判断されるのであれば、地域の実情に応じて条例による義務づけは可能
外部監査の義務付け	全国的に一律に同一内容の規制を行うことが求められ、法定受託事務として執行すべき事務であり、条例による別の規制は予定されていない

⇒国の回答を踏まえ、第三者評価受審の義務づけについて、今後、対応を検討する。

(4) 監査ガイドラインの策定

他県の策定状況やその内容を参考にしながら、特別監査への移行等を定めた監査ガイドラインを検討した上で、常任委員会に報告する。

⇒平成24年4月11日に厚労省を直接訪問して制度改正を要望、さらに、7月13日にも要望した。

- ・改善命令等の要件を明確にするとともに、具体的な発動基準についてのガイドラインを策定すること。
- ・監査権限に一定の強制力を付与するため、監査での隠蔽、妨害に対する罰則規定を整備すること。
- ・福祉サービス第三者評価の受審義務について、社会的養護施設のみでなく対象施設を拡大すること。

2 今後のスケジュール

時 期	事 項	摘 要
平成24年9～11月頃(現地調査)	現地確認及び確認監査(随時) ・問題点等の改善状況の再確認 等	・法人に対する随時指導と改善状況の確認
平成24年11月頃(常任委員会)	第2回常任委員会報告(11月議会) ・監査で確認できた事項と今後の予定を報告	・ガイドライン制定等の検討
平成25年2月頃(常任委員会)	第3回常任委員会報告(2月議会) 監査体制の検証報告 ・監査の実施状況 ・人員配置の状況	・提言に対する問題点等の取組状況を最終報告 ガイドラインの策定 特別監査への移行等を定めた監査ガイドラインの報告

みのり福祉会に係る改善命令の不適正支出指摘額と法人の損害賠償請求額

(単位:円)

区 分	改善命令の不 適正支出 指摘額 (H23.9.28)	法人の返還 請求予定額 <7/2常委> (A)	法人の損害賠 償請求額 <8/10法人> (B)	増減 (C)=(B)-(A)	説 明	
土 地 賃 借 料	三朝デイサービス駐車場 (三朝町山田663-1)	7,658,000	7,658,000	7,658,000	0	7月2日の常任委員会報告から変更なし
	北栄デイサービス交流菜園 (北栄町松神273-1)	1,200,000	1,200,000	1,200,000	0	平成23年の借地料 80,000円のうち、58,000 円は返還済
	湯梨浜デイサービス隣接地 (湯梨浜町門田194-1)	400,000	400,000	400,000	0	返還済
		0	48,250	48,250	0	
	スターロイヤル駐車場 (倉吉市西福守町658)	27,621,720	26,161,720	26,161,720	0	7月2日の常任委員会報告から変更なし
	インターグループホーム敷地 (倉吉市福守町407-12)	15,563,000	14,348,000	14,348,000	0	
	みのりグループホーム園庭 (倉吉市福守町506-1)	0	8,310,000	18,702,000	10,392,000	
	向山保育園敷地(倉吉市和田 東町915、916)	0	4,018,500	7,680,000	3,661,500	支払った高額な賃借料と 適正額との差額を返還請 求する予定であったが、 報酬を得ている法人の理 事長でありながら、理事 会の議決もなく高額な賃 料を受け取っていた(本 来は、無償又は低額であ るべき)など、背任性が強 いことから、支払済の借 地料全額返還請求に変更
	サンジュエリー駐車場、園庭 (倉吉市福守町465-1、465-7、 466-1、467-1)	0	3,737,840	23,740,000	20,002,160	
	ブルーインター駐車場 (倉吉市福守町406-3)	0	2,751,000	6,981,000	4,230,000	
	みのり保育園敷地(倉吉市福 守町595-1、595-2)	0	3,104,987	6,210,000	3,105,013	
スポーツ広場(倉吉市福守町 407-2,3,4)	0	484,355	9,024,500	8,540,145		
みのりサングリーン敷地(倉吉 市和田東町914-58)	0	15,555,000	16,455,000	900,000		
土 地 代 金	インターグループホーム敷地 (倉吉市福守町407-26)	6,586,762	1,970,000	1,966,762	△ 3,238	土地取得価格(6,586,762円)と適 正価格(4,620,000円)との差額請 求について、万円単位の計算(659 万円-462万円)を円単位に変更
	ブルーインター進入路 (倉吉市福守町406-15)	0	3,900,000	3,900,000	0	7月2日の常任委員会報告 から変更なし
	茶道会館敷地 (倉吉市福守町448-1)	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	
	茶道会館隣接地 (倉吉市福守町448-2)	12,800,000	12,800,000	12,800,000	0	
	スターロイヤル駐車場 (倉吉市西福守町658)	0	1,970,000	1,970,000	0	
	北栄デイサービス交流菜園 (北栄町松神273-1)	0	3,201,940	3,201,940	0	
香典代	6,275,000	6,990,000	6,990,000	0		
役員報酬	13,497,588	14,686,688	14,686,688	0		
個人債務の付替		5,500,000	5,500,000	5,500,000	0	返還済
		0	1,000,000	1,000,000	0	7月2日の常任委員会報告から変更なし
		0	506,201	506,201	0	
合 計	112,102,070	155,302,481	206,130,061	50,827,580	※県の指摘額から 94,027,991円の増	

※合計(206,130,061円)には、返還済の湯梨浜デイ土地賃借料(400,000円)、個人債務の付替(5,500,000円)及び北栄デイ土地賃借料の一部(58,000円)を含む。

鳥取市東デイサービスセンターの事故への対応について

平成24年8月21日

福祉保健部長寿社会課

1. 事故の経緯

7月21日(土) 16:40頃 鳥取市滝山の鳥取市東デイサービスセンター(社会福祉法人鳥取福祉会)で、デイサービス利用者の女性(92歳)が、送迎用ワゴン車のリフトから車椅子ごと転落し、頭部を強打し意識不明になり、市内の病院に搬送された。

7月23日(月) 22:00頃 脳挫傷で死亡。

7月24日(火) 朝 鳥取福祉会から鳥取市に報告

7月24日(火) 9:00頃 鳥取市から県に情報提供

2. 事故の状況

- デイサービスの職員2名が送迎を担当しており、事故当時男性職員1名が車内の車いす固定位置の付近で待機し、女性職員1名がリフトを操作していた。
- 法人は独自調査を行い「車椅子の整備不良が考えられる」と発表している。また、リフトに備え付けられている転落防止用のフラッパー(車止め)を利用していただどうかは警察が捜査中であり、明らかにしていない。
- 現在、警察が業務上過失致死の疑いを視野に捜査中。

3. 問題点

- 施設が事故の発生を警察に連絡しておらず、病院が通報した。
- サービス提供時に事故が発生した場合、速やかに市町村へ連絡するよう報告義務が課されているが、今回、鳥取市への報告は死亡後の7月24日の朝に行われた。
- 介護保険法に基づく国の運営基準上、市町村への報告義務は課されているが、県への報告義務はない。
- 法人は、事故後、リフトを使う際、車椅子を固定するフックを使うなど安全措置をより強化することを決めており、安全対策が十分であったかどうか。

4. 県の対応策

① 鳥取市東デイサービスセンターへの対応

- ・ 8月2日に、介護事業所の指定権限を有する東部福祉保健局が保険者である鳥取市と連携し、監査を実施。現地確認を行うとともに関係書類等を調査した。行政処分の有無等については、監査の詳細な結果及び警察の捜査の状況等を踏まえ検討。

② 全県的な対応

- ・ 8月3日、県内で介護事業等を運営している1,025の法人に対し、車イスの利用者を送迎する場合の手順の再点検や、従業員に対するマニュアルの周知等安全対策の徹底を求める内容を文書で通知。(別添写しのとおり)
- ・ また、デイサービス提供時に事故が起こりやすい場面(送迎、入浴、食事介助等)のチェックリスト及び従業員への周知方法に係るガイドラインについて、デイサービス事業者の団体である鳥取県デイサービス協議会や老人福祉施設協議会、鳥取県民間介護事業者協議会等の参加による検討会議を組織して作成を行う予定。(10月中の作成を予定)
- ・ それを受け、チェックリスト及びガイドラインについて各介護事業者への周知を図る。



第201200075945号
平成24年8月3日

各社会福祉施設等を運営する代表者 様

鳥取県福祉保健部長
(公 印 省 略)

介護保険事業所における利用者死亡事故を踏まえた安全対策等の徹底について
(通知)

去る7月21日、鳥取市内の指定通所介護事業所において、利用者が送迎用車両のリフトから車椅子ごと転落し、頭部を強打し意識不明になり、23日に死亡されるという痛ましい事故が発生しました。

現在、事故原因の詳細を警察が捜査しているところですが、鳥取県東部総合事務所及び鳥取市において、平成24年8月2日に当該事業所を監査したところ、以下の点について問題がある可能性が判明しました。

- ① 利用者を送迎車に乗せるためにリフトを操作する際、転落防止用のフラッパー（車止め）の操作が不確実であった可能性
- ② 車いすの後方に立つなど、転落の危険を回避できる体制で昇降リモコンの操作を行っていなかったこと
- ③ 利用者が持ち込んでいる車いすについて、空気圧が低く、ブレーキの利きが甘かった可能性
- ④ 送迎用自動車の操作方法等について、当該事業所の新任及び転任者には研修を実施していたが、定期的な操作確認等が行われていなかったこと
- ⑤ 事故発生時、速やかに市町村に報告する必要があるが、鳥取市への報告が3日後と大きく遅延したこと

各施設等において、毎日行われている日常業務の中には、一歩間違えれば事故等の発生につながりかねない業務が多く含まれています。特に今回の事故のような車両を使用した送迎は、事故発生のリスクも高く一層の安全対策の徹底が求められるところです。

つきましては、今回の事故を踏まえ、改めて、皆様が提供されるサービスが利用者の生命に関わる重大な業務であることを強く認識いただき、下記の点に留意の上、安全対策等の確保の徹底を図ってください。

なお、今回の事案を受け、県としては、通所介護サービス提供時に事故が起こりやすい場面を想定したチェックリスト及び従業員への周知方法等に係るガイドラインを秋を目途に策定する予定であることを申し添えます。

記

- 1 事業所の保有する送迎車のリフト操作を含めた送迎時の手順の再点検を行うこと
- 2 送迎車両及び車いすの状態について、日常的に点検を行うなど安全管理を徹底すること。また、個人持ち込み（所有器、貸与器）の車いすも、必要に応じて利用者、家族、担当ケアマネージャー、あるいは福祉用具取扱い事業者等へその状態を連絡し、対応を求めると
- 3 送迎時等の特に事故発生リスクが高いサービス提供時や、各種機器の適切な取扱方法にかかるマニュアル等を整備し、従業員全員で共有し実践すること。また、定期的に研修を実施したり、振り返りの機会を設けるなど、従業員に対する安全教育を徹底すること
- 4 事故発生時の行政への報告について、事業所が所在する市町村等の事故報告の取扱いをあらかじめ確認し、速やかな報告を徹底すること

担当

(介護サービス事業所) 長寿社会課	小椋・秋山	(電話：0857-26-7860)
(高齢者福祉施設) 長寿社会課	寺谷	(電話：0857-26-7178)
(社会福祉法人) 福祉保健課	藤内	(電話：0857-26-7145)
(障害福祉サービス事業所・障害者支援施設) 障がい福祉課	檜垣	(電話：0857-26-7193)
(障がい児施設) 子ども発達支援課	山本	(電話：0857-26-7865)

賃貸住宅あんしん見守り活動に関する協定の締結について

平成24年8月21日
福祉保健部長寿社会課

マンション・アパート等の賃貸住宅において、独居高齢者や障がい者等で援助を必要とする方の円滑な入居及び安心して生活を送ることを民生委員・児童委員の見守りを充実することにより支援することとして、下記のとおり協定の調印式を開催しました。

記

1 調印の相手方

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会 会長 壹岐 昇一
社団法人全日本不動産協会鳥取県本部 会長 三橋 英雄
鳥取県民生児童委員協議会 会長 鈴木 茂
※鳥取県側は平井知事が出席。

2 日 時 8月10日(金) 午後2時から2時20分まで

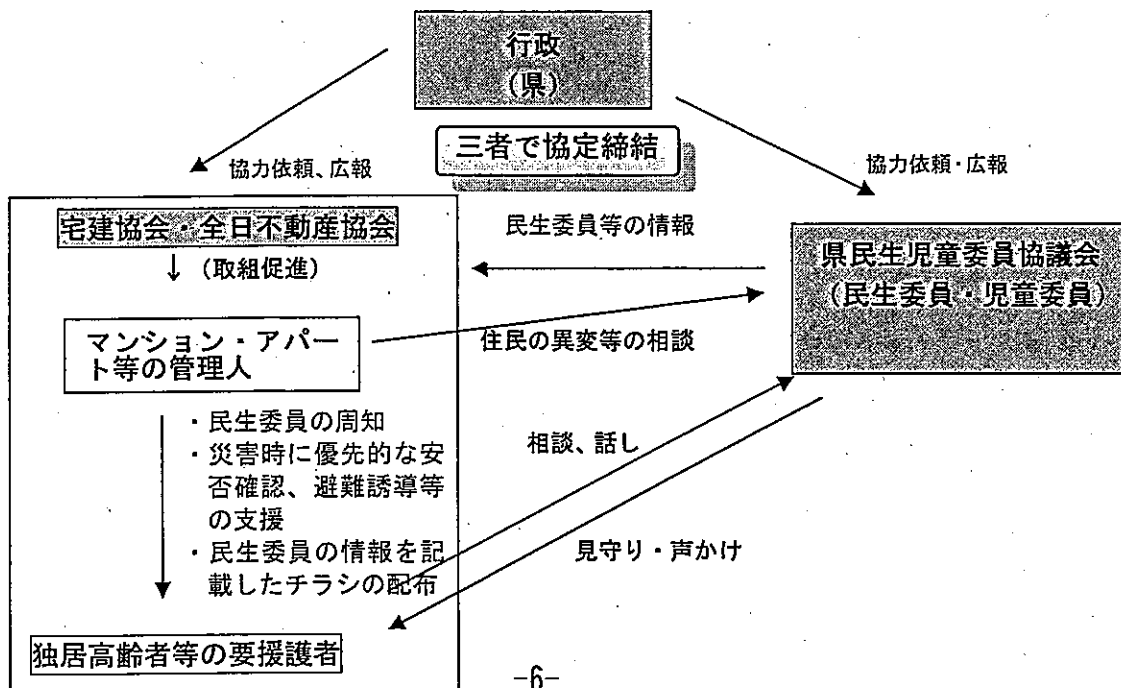
3 場 所 知事公邸 第1応接室(鳥取市東町一丁目133番地)

4 主な協定内容

鳥取県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会鳥取県本部	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者等で支援が必要と思われる方が入居する際に、民生委員の情報を伝え、民生委員の訪問をセッティングする。 ・入居者の異変に気付いた場合、民生委員や必要な機関につなぐ。
鳥取県民生児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が了解した場合、入居時に訪問する。 ・入居者の希望により、定期的な見守り・声かけを実施する。 ・入居者の希望により、生活上の相談に応じ、必要な行政機関との橋渡しをする。
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報提供、協定の普及・広報を行う。

※不動産関係団体と県民生児童委員協議会と県の三者が協定を締結して、マンション・アパート等での見守りを推進する取組は全国的にも珍しいものです。

5 取組のイメージ



九州北部豪雨災害「鳥取県災害ボランティア隊」の派遣について

平成24年8月21日
福祉保健部長寿社会課

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、九州北部豪雨の被災地に県民の方々から募集した鳥取県災害ボランティア隊を下記のとおり派遣しました。

※中国地方の各県社会福祉協議会が実施する災害ボランティア隊では、初めての派遣となります。

記

1 派遣の概要

(1) 派遣場所 熊本県阿蘇市内

(2) 派遣期間 8月1日（水）から4日（土）

【主な行程】

8月1日（水） 出発式（県立福祉人材研修センター（鳥取市））
移動 ※ ボランティアバスで移動

8月2日（木） 終日ボランティア活動（熊本県阿蘇市）
～3日（金） （活動内容：民家の泥だし、家具の移動・床上げ等）
移動 ※ボランティアバスで移動（車中泊）

8月4日（土） 到着・解散

(3) 派遣人数 16名

- ・ボランティア14名（うち過去の鳥取県災害ボランティア隊経験者8名）
- ・隊長及び副隊長2名（県社協職員1名、鳥取県長寿社会課職員1名）

※ 男女別人数 男性13名、女性3名 ※最高齢64歳、最年少18歳（高校生）

2 活動の概要

活動場所は、田畑の広がる山裾の集落で、民家が点在している地域。花原川の氾濫により、土地の低い民家が浸水被害に遭っていた。活動を行った個人宅は、床上浸水しており、高齢者夫婦世帯であったため、被災後に家族が帰省し一人で片付けを行っていた。

活動内容は、家具の移動・床はがし・泥出し・石灰撒きであった。「一人では何もできず途方に暮れていたところ、たくさんのボランティアに支えられ、ようやく今後の生活の目途がたった」と大変感謝された。

<参考：県社協による「鳥取県災害ボランティア隊」派遣実績>

○被災地支援のボランティア活動に参加を希望する県民の方々を県社協が設置している「とっとり災害ボランティアバンク」に事前登録し、その登録者に対して様々な情報を提供。

※350名（平成24年7月30日現在）

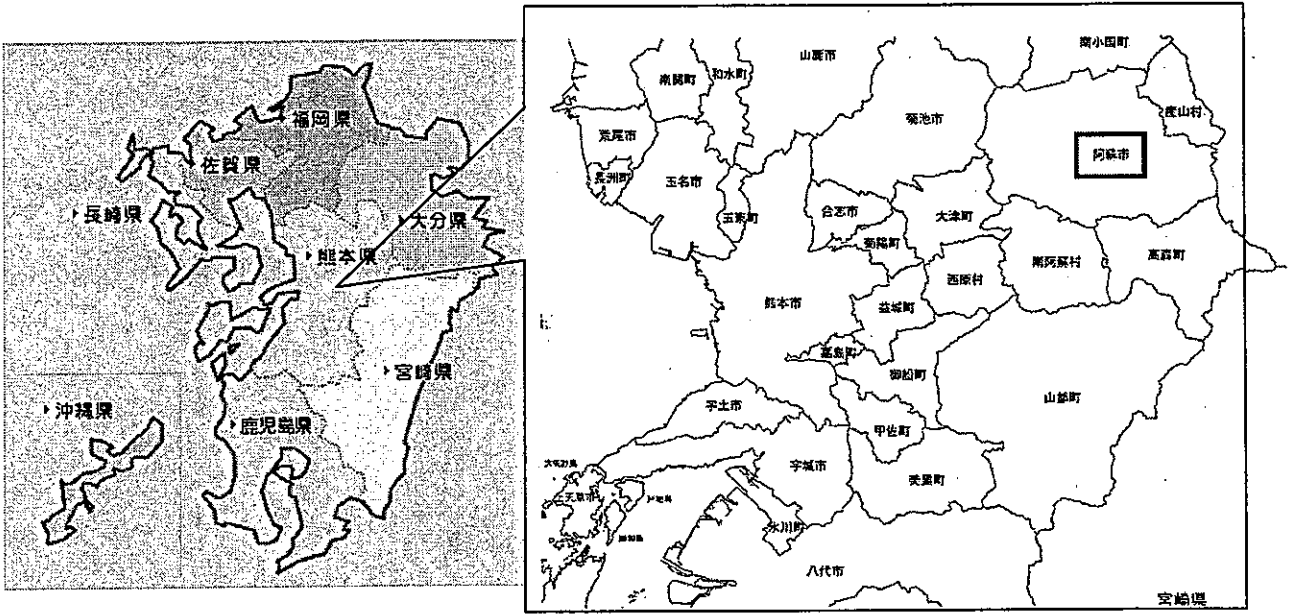
○災害があった場合、県社協が被災地のボランティアニーズの情報収集を行い、必要に応じて「とっとり災害ボランティアバンク」の登録者を中心に募集し、「鳥取県災害ボランティア隊」を派遣。

【過去の派遣実績】

	回数	派遣人数
東日本大震災関連（宮城県石巻市）	5回	137名
平成23年台風12号（和歌山県古座川町）	1回	17名

※ 派遣人数には、ボランティアと社協スタッフを含む。

阿蘇市の位置



九州北部豪雨災害「鳥取県災害ボランティア隊」の活動写真



災害の爪跡が残る河川 (花原川)



浸水被害のあった個人宅



活動の様子

「保育士養成のあり方検討委員会報告書」について

平成24年8月21日
子育て応援課

1 検討委員会の設置目的

本県における保育の現状、保育士需要の将来推計、本県における幼保一体化の動き等を踏まえ、県立保育専門学院のあり方、保育士の質の向上に向けた取り組み等、今後の保育士養成のあり方について検討を行う。

2 検討委員会委員

鳥取県子ども家庭育み協会、鳥取県私立学校協会、鳥取県私立幼稚園協会等の関係団体のほか、市町村、保育士等養成機関、高等学校、保護者の方等、11名

3 開催経過

区分	日時	主な内容
第1回	平成23年11月17日	県内の保育士養成の現状について
第2回	平成23年12月20日	保育専門学院等の現地視察
第3回	平成24年 1月23日	保育専門学院を移転充実等する場合における課題 ・施設整備の必要性 ・幼稚園教諭免許取得の課題 ・教員体制の課題 ・他の学校法人と連携する場合の課題
第4回	平成24年 2月14日	
第5回	平成24年 6月 1日	これまでの検討に係る論点等の整理について
第6回	平成24年 7月26日	検討委員会の報告書案について

4 検討委員会のまとめ

- 新任保育士の養成について、次の2案を軸にそれぞれの検討すべき課題を整理した。
 - 案1 保育専門学院を移転・整備し、県直営による保育士養成を続ける。
 - ① 多額の財政負担 ②通信教育による幼稚園教諭免許取得
 - ③ 教員体制
 - 案2 県内学校法人と連携し、定数増を求める。保育専門学院を廃止する。
 - ① 保育士需給バランスの確保 ②学生の経済的負担
 - ③ 保育の質の向上の推進
- 保育士を志望し、経済的な理由で進学できない学生の進路として保育専門学院を残すべきとする意見と今のままでは社会のすう勢に遅れてしまうという意見があり、委員会として一つの方向に結論づけることはせず、両論併記とした。
- 保育の質の向上については、県の役割として現任保育士を対象にした研修の充実や保育士配置の充実支援、保育士有資格者の確保に一層努めるべきである。

5 県としての今後の方向性

- 保育士養成のあり方については、報告書を踏まえて、課題解決の方策、官民の役割分担や費用対効果を十分検討した上で、県としての方向性を決定したい。
- 保育の質の向上については、関係機関と協議し、可能なものから平成25年度の予算化を目指したい。

＜今後のスケジュール＞

10月中旬 県としての方針素案

} パブリックコメント等の実施

11月下旬 県としての方針案

1 はじめに

2 鳥取県における保育の現状

(1) 保育所等入所児童の現状

就学前児童数は、過去6年間で3,030人減少しており、少子化の進行により、今後さらに減少することが予測される。これに伴い、保育所・幼稚園の入所児童数は、過去5年間で154人減少しているが、0～2歳児の保育ニーズは増加している。

(2) 保育施設の現状

市町村合併による保育所統合等により、保育所数はやや減少傾向にあるが、認定こども園については、他の幼保一体化施設を含めると平成25年4月には17施設となる見込みである。

(3) 保育士養成の状況

- ・ 県内には、鳥取大学、鳥取短期大学、保育専門学院の3つの保育士養成施設があり、入学定員の合計は180名である。県の保育士登録者数は平成23年度末で7,024人、単年度当たり300人前後である。
- ・ 県内の保育所・幼稚園に就職する新卒者のうち、鳥取短期大学及び保育専門学院の卒業生が6割程度を占めている。
- ・ 県内保育所に従事する保育士のうち、20歳代が全体の約4割を占め、また保育士の約50%がパート等の非正規雇用となっている。

3 鳥取県立保育専門学院の状況

(1) 設置目的・沿革

昭和31年に開学され、昭和52年に現在の地に校舎を新築移転するとともに、佛教大学通信教育学部と連携して幼稚園教諭2種免許の取得を可能としている。

(2) 入学状況

入学定員は50人であるが、近年の入学者数は定員を下回る状況が続いている。（平成24年度入学者数：35名）

(3) 卒業生の進路

卒業生のうち、約7割は保育所に就職している。佛教大学と提携して幼稚園教諭免許の取得が可能となったが、近年、同免許を取得できた者の割合は3割を下回る状況にある。

(4) 教育の特色及び教員配置

きめ細やかな学習指導・生活指導を行うとともに、保育所での乳児実習や子育て支援センターでの実習など、独自の実習を組み入れ、充実した保育実習を実施している。

教員配置については、教科担当職員を6人以上設置することが必要であるところ、現状では5人の配置にとどまるとともに、教科目の6割以上を外部講師に依存している。

(5) 授業料

入学金は5,550円、年間授業料は112,800円（月9,400円）である。その他、教材、実習、自治会経費が必要であるほか、佛教大学の通信教育を利用する学生については、約60万円が必要となる。なお、学校教育法上の学校でないため、公的奨学金の対象外となっている。

(6) 施設設備の状況

現在の学舎は、建築後30年以上経過しており老朽化が進行している。また、講義室が狭隘化しているとともに、指定基準に定める施設基準（保育演習室等）を満たしていない状況にある。

(7) 施設運営の収支状況

過去4年間の平均県費負担額は、65,929千円である。

4 全国の指定保育士養成施設の状況

- ・ 現在、同施設を運営しているのは、富山県、石川県、長野県、鳥取県の4県になっている。
- ・ 平成20～22年度の間官民の役割分担、県の役割として現任保育士の資質向上を充実していく考え方により4県が廃止。

5 保育の質の向上に向けた県の取組

(1) 現任保育士研修の実施

現任保育士を対象に県（福祉保健部、教育委員会）が個別のテーマに沿った研修を実施しているほか「鳥取県子ども家庭育み協会」や全国レベルでは「社会福祉法人日本保育協会」が研修を実施している。

(2) 1歳児に係る保育所保育士の特別配置

平成14年度から市町村と連携して、満1歳児に係る保育士配置については幼児4.5人に対して1人以上とする施策を行っている。（国基準6：1）

平成24年度からは、当該加配保育士を正規職員とする場合は正規職員単価とする見直しを実施。

6 鳥取県における保育士養成の課題と今後のあり方

(1) 検討に当たっての前提

- ・ 少子化の影響を受け保育士等の必要数は減少。これに伴い、保育士等の新規雇用必要数も減少し、平成32年には平成24年と比較して約13%減少すると推計。
- ・ 今後、保育士資格と幼稚園教諭免許を取得可能とするニーズは今まで以上に高まるものと思われる。

(2) 今後の保育士養成のあり方について

2案を想定し、具体的な検討を行った。

(案1) 保育専門学院を移転・整備し、県直営による保育士養成を継続する場合における課題

- ・ 現倉吉市立河北中学校を保育専門学院として再活用するためには、ピアノレッスン室、保育実習室等の整備が必要であるが、それらの経費に多額の財政負担が見込まれる。
- ・ 幼稚園教諭養成機関としての指定を受けることや大学化することは困難であり、幼稚園教諭免許の取得については、今後も通信教育に頼らざるを得ない。
- ・ 外部講師に頼らない安定的な教育体制を構築するためには、新たに専任教員を雇用する必要がある。

(案2) 県内の学校法人と連携し、保育専門学院を廃止する場合における課題

- ・ 保育専門学院を廃止することに伴い、保育士の需給バランスが崩れないようにしなければならない。
- ・ 家計の状況に関わらず保育士を目指すことができるよう学生に対する新たな経済的支援制度の創設を検討する必要がある。
- ・ 保育専門学院を廃止した場合には、保育の質の向上に向けた取り組みや保育士資格を有しながら保育士として就労していない者の掘り起こしに努める必要がある。

(3) 今後の県の役割について

県は次のような保育の質の向上や保育士の確保に向けた施策に積極的に取り組むべきと考える。

ア 現任保育士の研修制度の充実

- (ア) 新規採用時、5年経験時など節目ごとの研修の実施
- (イ) 保育士資格や幼稚園教諭免許の取得支援
- (ウ) 保育士・幼稚園教諭のリカレント教育（長期）の充実
- (エ) 研修参加に係る代替保育士等の配置支援の充実

イ 保育士配置の充実支援

保育の質の向上のため、1歳児以外の年齢児においても、1歳児と同様の保育士加配制度を創設するべきである。

ウ 保育士の人材確保

保育士資格を有しているにも関わらず現在は保育士として働いていない方が、保育現場で働けるよう支援する必要がある。

7 おわりに

- ・ 保育士を志望し、経済的な理由で進学できない学生の進路として保育専門学院を残すべきとする意見と今のままでは社会のすう勢に遅れてしまうという意見があり、委員会として一つの方向に結論づけることはせず、両論併記とした。
- ・ 本報告書を踏まえてより具体的な検討を行うとともに、県民の理解が得られるよう、保育士養成に係る県と民間の適切な役割分担のあり方や県が保育士養成を実施することの費用対効果を十分に検証し、速やかに保育士養成の今後のあるべき姿を定め実践されることを希望する。

認可保育所での園児の負傷事故について

平成24年8月21日

子育て応援課

1 事故の概要及び経過

7月2日(月) 午前10時頃

米子市内のひばり保育園(社会福祉法人ひばり保育会)の園庭(飛び地)で、5歳女児が井戸の手動式ポンプの根元に右人差し指の爪の下あたりを挟み、市内の病院で血管、神経、骨をつなぐ手術を受けた。(7月12日退院し、現在は通園。)

7月24日(火) 保育園から米子市へ事故報告

7月25日(水) 米子市から県(西部福祉保健局・子育て応援課)に事故報告

8月2日(木) 西部福祉保健局が現地調査

8月9日(木) 西部福祉保健局が安全面での実地監査

2 事故に係る問題点及び実地監査(8/9)での主な指摘事項

①安全点検簿の整備が不十分

園が作成している安全点検簿の項目に、今回事故のあった井戸の手動式ポンプが入っておらず、職員による安全確認、園児が使用する場合の指導方法が不徹底。

⇒安全点検簿のチェック項目を再点検し、どの職員も同じ視点でチェックできるよう安全管理研修を継続実施すること。

②園庭(飛び地)に係る安全管理が不十分

園が作成している安全対策マニュアルでは、「園外では複数の目で監視を行う」とあるが、事故のあった園庭(飛び地)を園内と見なしていたため、複数職員による監視ができていなかった。(5歳児18名を1名の保育士が引率)

⇒安全対策整備計画の提出。職員のヒヤリハット経験を踏まえ安全対策マニュアルを見直すこと。安全対策の整備が確認できるまでは、園庭を使用しないこと。

③事故報告の遅延

治療に要する期間が30日以上の場合、速やかに報告しなければならないとされているが(厚生労働省通知)、米子市に報告があったのは3週間経過後であった。

⇒重大事故(重傷事故)の判断を適切に行うこと。

3 県の今後の対応

(1) 当該保育園に対して

- ・実地監査指摘事項に対する改善状況を書面及び現地確認。(8/24までに改善報告)
- ・定期実地監査(11月実施予定)

(2) 保育所・幼稚園全体に対して

①文書による注意喚起(8月中旬)

8月4日付けで第一報済み。当該保育園に対する実地監査(8/9)の結果を踏まえ、具体的な注意喚起文書の発出。

②定期実地監査における安全管理面の強化

今回の事故を踏まえ、安全点検簿の項目チェック、安全対策マニュアルの記載内容について監査項目に追加し、安全管理面の監査を強化する。

③研修の機会を通じ安全管理の徹底周知(8/22 保育所施設長研修会等)



第201200076651号

平成24年8月4日

各市町村保育担当課長 様
各届出保育施設等管理者 様

鳥取県福祉保健部
子育て王国推進局子育て応援課長
(公 印 省 略)

保育所及び届出保育施設等における事故防止の徹底等について（通知）

保育所における事故については、従前から施設従事者の不注意などによる事故が発生することがないように、園児の安全管理を徹底することとなっておりますが、このたび、県内の認可保育所で、園の安全管理が不十分だったことにより、園児が手動ポンプに指を挟み、指を切断する事故（全治2ヶ月の大怪我）が発生しました。

また、死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、すみやかに市町村（県）に報告することになっておりますが、今回、その報告時期が、事故後3週間経過後と大きく遅延していました。

各市町村、各届出保育施設等管理者におかれましては、今一度、園内の施設・遊具、設備等について安全点検を行い、事故防止に万全を期していただくとともに、事故報告の徹底について、所管する園及び職員への注意喚起をお願いします。

なお、県では、当該園に対してすみやかに指導監査を行い、早急な安全確認、改善を求めることとしており、その結果を踏まえ、具体的な安全対策について改めてお知らせすることとしておりますので申し添えます。

(担当)

福祉保健部子育て王国推進局

子育て応援課保育・幼児教育担当

電 話：0857-26-7150

ファクシミリ：0857-26-7863

「鳥取県青少年健全育成条例」の一部改正に伴うパブリックコメント
の実施について

平成24年8月21日
青少年・家庭課

1 背景

本県では、青少年の健全な育成を図るため、青少年健全育成条例を制定し、青少年のための良好な社会環境の形成に努めているところです。

最近、麻薬、覚せい剤といった禁止薬物ばかりでなく、いわゆる脱法ハーブ等の使用やそれに起因する事件が社会問題化している状況にあることから、今後、県として総合的・積極的にこれらの薬物対策を実施していくこととしており、まずは青少年健全育成の立場から、薬物の使用を誘発する図書類を販売することや映画、演劇等の興行を観覧させること等を規制の対象として、該当する図書類は青少年には売らないようにしていただくこと、また、薬物の使用を誘発する情報はインターネットのフィルタリングの対象とすることなどを内容とする条例改正を検討しており、パブリックコメントを実施します。

2 条例改正(案)の概要

(1) 自主規制等の内容を追加

自主規制等の対象者等 ([] 内は規制の内容)		自主規制等を求める図書類等の内容	
		現 行	改 正 案
自主 規 制	図書類の販売等を業とする者 [青少年への図書類の販売等]	① 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの ② 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの	【左に下記を追加】 青少年が次に掲げる物を人の身体に使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの ア 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤 イ トルエン、酢酸エチル又はトルエン若しくはエタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料その他の物 ウ 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に規定する指定薬物 エ その他、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのある物(脱法ハーブ等)
	映画、演劇等を主催する者 [青少年への映画、演劇等の観覧]		
公告主 [看板、チラシ等を公衆への表示又は青少年への頒布]			
そ の 他 の 規 制	図書の販売等を業とする者 [図書類について、他の図書類と区別して店舗の屋内で容易に監視できる場所に陳列]	③ 青少年の自殺を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの	
	インターネットカフェ等 [フィルタリングによる青少年の有害情報の閲覧防止]	上記①～③及び ④ 犯罪等を請け負い、仲介し、又は誘引するもの	同上

(2) 施行日(予定) 平成25年1月1日

3 今後の予定

8月下旬～ 条例の一部改正に係るパブリックコメントを実施の上、条例改正案を9月県議会に提案

4 参 考

今後、青少年の薬物乱用問題に限らず、県としていわゆる脱法ハーブをはじめとする薬物乱用を防止するための追加的な措置等を検討し、総合的な施策を推進することとする。

次期「鳥取県周産期医療体制整備計画」の策定について

平成24年8月21日
医療政策課

平成23年5月に策定した鳥取県周産期医療体制整備計画が、平成24年度末までの計画期間であることから、次期計画の策定に着手しました。

1 周産期医療体制整備計画

安心、安全な妊娠・出産ができる医療提供体制の整備を図るため、NICU（新生児集中治療管理室）等の充実や医療従事者の確保など周産期医療体制の整備目標を定めるもの。

平成20年10月に東京都において脳内出血を起こした妊婦が死亡するという事案の発生を受け、厚生労働省が設置した検討会が、産科領域以外の急性期疾患を合併する妊産婦にも最善の医療が提供できるよう周産期医療対策事業の見直し等を提言。この提言を受けて周産期医療体制整備指針が改正。

2 計画の期間

計画の期間は、平成25年4月から平成30年3月までの5年間とし、以降は5年毎に見直し。

3 計画の策定方法

周産期母子医療センターや分娩を扱う医療機関の医師、県及び地区の医師会の医師並びに鳥取県助産師会の助産師で構成する県周産期医療協議会で内容を協議・検討いただきながら策定する。

4 策定スケジュール

H24年 8月8日	第1回鳥取県周産期医療協議会（現状、課題等について意見交換）
H24年 11月	第2回鳥取県周産期医療協議会（計画素案の検討）
H25年 1月	第3回鳥取県周産期医療協議会（計画最終案の検討）
H25年 3月	次期鳥取県周産期医療体制整備計画を策定
H25年 4月	次期鳥取県周産期医療体制整備計画を施行

【参考 鳥取県周産期医療体制整備計画（現計画）に定めた整備目標の概要】

ア NICU・GCUの充実

西部保健医療圏では、当面NICUを3床程度及びGCUを6床程度の増床を行う。また、東部保健医療圏では、関係機関と協議の上GCUの増床等を検討するなど充実を図る。

イ NICU長期入院児への支援

長期入院児が早期にNICUを退院できるよう、関係機関の連携や積極的な取組を行う。

ウ 長期入院児支援コーディネーター・搬送コーディネーター

当該コーディネーター又はコーディネーターの役割を果たす職員の配置について検討を行う。

エ 周産期医療情報システム

県内全体の周産期データが把握でき、ハイリスクになった場合に転送先に迅速かつ円滑に提供可能となる等、情報入力体制、取得する情報の精査など理想的なシステムの実現の可否について、関係者で協議する。

オ 周産期関連情報の収集・発信

医療機関の協力を得ながら情報収集し、収集した情報やお産のリスク、本県の周産期医療の提供体制の状況等を広く情報提供するよう努める。

カ 医療従事者の確保

医師確保奨学金による県内医師の全体数の底上げを行う。また、産婦人科、小児科等の特定の診療科の医師を増やすような取組みについて検討する。看護師についても修学資金の貸付けや未就業の看護師の就業支援や掘り起しなどにより確保を図る。

キ 災害時の対応

災害時の交通手段や医療従事者の確保、患者情報の収集、非常用電源の整備など、市町村、医療機関等の意見を聞きながら検討を行う。また、周産期医療における2次保健医療圏の基幹的病院に災害時の周産期医療分野の拠点病院としての役割を担っていただき、関係機関と協議しながら、災害時においても機能が確保される体制づくりに取り組む。

鳥取市の「看護師等養成機関の新たな設置検討会」について

平成24年8月21日
医療政策課

鳥取市が設置した「看護師等養成機関の新たな設置検討会」の検討状況について報告します。

1 設置の経緯(第1回検討会資料から抜粋)

平成24年

- 2月22日 鳥取医療センターより、看護・医療専門学校誘致についての要望書が鳥取市長に提出
- 2月市定例会 鳥取県病院協会東部支部より、看護・医療専門学校誘致についての陳情(全会一致で採択)
- 4月～ 市行政内部で協議を開始
- 6月8日 6月市議会提案説明で看護師等確保対策検討開始を市長が表明
- 6月13日 市議会常任委員会(総務企画・福祉保健)で検討会設置を報告
- 7月3日 鳥取市が検討会を設置
会長：鳥取医療センター 下田院長
副会長：鳥取市企画推進部 松下部長
事務局：鳥取市福祉保健部 健康・子育て推進局 保健医療福祉連携課
*委員として県医療政策課も参画

2 開催状況

第1回検討会 平成24年7月3日

現状確認・課題等について議論

[主な意見]

- ・看護師不足、採用しても不足状態
- ・県東部での養成機関(養成数)が少ない
- ・実習先の確保が大変
- ・地域でやるという意識が大切
- ・スタッフ確保は大変だが、出雲医療看護専門学校(H25年4月開校)は法人が揃えた

第2回検討会 平成24年7月27日

新たな養成施設の設置について議論

[事務局案]

- ・看護師養成は、40人×2クラス=80人(3年制)が妥当
- ・希望として、理学療法士等の設置も望ましい
- ・可能な限り早期の設置を希望
- ・専門学校の選定は、広く公募
- ・行政は、学校新設に係る支援について最大限の努力をすること

[主な意見]

- ・実習先は各病院が努力しないといけない
- ・准看護師の進学コース(2年課程)も設置して欲しい
- ・将来的に4年制(大学又は4年制の専門学校)も視野に入れたい

第3回検討会 平成24年8月29日(予定)

検討会報告のまとめ

看護師等養成機関の新たな設置検討会委員（名簿）

（平成 25 年 3 月 31 日まで）

1	鳥取県東部医師会（鳥取看護高等専修学校）	副会長	森 英俊
2	鳥取県立鳥取看護専門学校	副校長	尾崎 裕子
3	鳥取市内の一般病床 100 床以上の病院 （鳥取医療センター）	病院長	下田 光太郎
4	鳥取市内の一般病床 100 床以上の病院 （鳥取県立中央病院）	院 長	日野 理彦
5	鳥取市内の一般病床 100 床以上の病院 （鳥取生協病院）	院 長	斎藤 基
6	鳥取市内の一般病床 100 床以上の病院 （鳥取赤十字病院）	事務部長	原 豊
7	鳥取大学	医学部保健学科看護学専攻 教 授	深田 美香
8	鳥取県看護協会	会 長	虎井 佐恵子
9	鳥取県（福祉保健部健康医療局医療政策課）	医療人材確保室長	谷 和敏
10	鳥取市（鳥取市立病院）	病院事業管理者	田中 紀章
11	鳥取市（企画推進部）	部 長	松下 稔彦
12	鳥取市（福祉保健部）	部 長	井上 隆芳
13	鳥取市（福祉保健部健康・子育て推進局保健医療福祉連携課（地域医療担当））	参 与	重政 千秋